

第 383 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 6 日 14 時 00 分 ~ 14 時 55 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 4 年 11 月 30 日
4. 告示年月日 令和 4 年 11 月 30 日
5. 出席者  
(委 員) 植木 忠勝、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、  
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄  
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
6. 欠席者 水主川 澄男
7. 傍聴者 なし
8. 議題  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)  
第 3 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について  
第 4 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について  
第 5 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)  
第 6 号議案 公文書の開示等に関する規程について

9. その他

10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 383 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、水主川委員から欠席の連絡がっておりますが定員 10 名中、9 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

会 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「吉田委員」と「豊田委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)

会 長 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）  
第3号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌(え)釣りに関する制限」の発出について  
第4号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について  
第5号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）  
第6号議案 公文書の開示等に関する規程について  
その他  
となっております。

会 長 それでは、第1号議案から第2号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料は1ページからです。  
知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます。その後資料に基づき説明いたします。資料2ページ、31ページの諮問文をご覧ください。  
（諮問文（第1号議案、第2号議案）朗読）  
（事務局から説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 引き続き、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第2号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きます、第3号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の34ページをお願いいたします。  
長崎県海面利用協議会から回答文がきておりますので、朗読させていただきます。  
（回答文朗読）  
（事務局から説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第3号議案「遊漁のまき餌釣りに関する制限」については、指示原案のとおり発出することよろしいですか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第3号議案については、指示原案どおり発出することに決定します。

会 長 続きます、第4号議案 「対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料は37ページからです。第3号議案と一括して、長崎県海面利用協議会から回答されておりますので、回答文の朗読は省略させていただきます。  
（事務局から説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第4号議案「まき餌釣り遊漁案内行為の禁止」については、指示原案のとおり、発出することよろしいですか。

委 員 異議なし

会 長 ご異議ないようですので、第4号議案は指示原案どおり発出することに決定します。

会 長 続きます、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料は43ページからです。知事から諮問文が2件きておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
(諮問文朗読2件)  
(事務局から説明)

会長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

会長 ご異議ないようですので、第5号議案については、諮問原案のとおり公示することに決定します。

会長 続きまして、第6号議案「公文書の開示等に関する規程について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の49ページをご覧ください。  
(概要説明)

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第6号議案「公文書の開示等に関する規程について」は、原案どおり規程を廃止することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

会長 ご異議ないようですので、第6号議案については、原案どおり規程を廃止することに決定します。

会長 以上で本日の議題は終了しました。  
続きまして、「その他」といたします。

会長 委員の皆様、県から何かございませんか。

船津委員 遊漁船のことなんですが、現在私のところに組合員である人が2隻、それから組合員外が1隻、これは佐須奈在住の人です。そして、峰町の漁協から追い出された船が伊奈に行き、伊奈を追い出された船が佐須奈に係留し

ています。それと別に住所を上対馬にしてあるのですが、佐須奈の方に係留している。

これを漁協独自の規約あるいは規則を作って、そういうものを係留させないと、言うことができるか。

事務局 今お話しいただいたのはプレジャーボートか遊漁船業か。

船津委員 遊漁船業をされている方。

事務局 船舶の係船につきましては、県管理漁港、市管理漁港または港湾区域により管理者が異なる。遊漁船の係船については定められた場所で係船する必要があると思われる。

組合員の2隻の場合は漁協の方で管理（同意）をされていると思う。

それ以外の船については、港の管理者が係船の調整をされていると思われるので、内容を確認して回答させていただきたい。

船津委員 はい。今係留している所は、私たち組合員の手引によって自分の棧橋を貸し与えてたり、高齢で廃業した人の場所を買ってそこに係留しているという状況です。またいっぱい韓国観光客が来るようになれば、多くの遊漁船が佐須奈の方に止めるような可能性がある。それをどこまで規制できるかをお伺いしたい。組合独自で規則的なものを作って効力を発することが出来れば幸いに思うのですが、その辺りを調べてみてほしい。

事務局 不法に船舶を止めると、その後の放置漁船の原因となることも多い内容でありますので、県の管理の方と相談させていただいてご回答させていただきたいと思います。

船津委員 よろしく願いいたします。

二宮委員 員外船であっても、船舶を係留するということは拒めるところもあるのでは。

事務局 員外船であっても、漁船である場合とそうではない場合と、それによって違いがございますので

二宮委員 遊漁をする場合はほとんどが漁船で遊漁船の許可を取るからね。だからほとんど漁船でプレジャーボートじゃないですよ。それについては例えば巖原以外の船が巖原久田港とかに係船をしても、どかせという法的な法律というのはないと思う。

事務局 遊漁船である場合でも、漁船登録されている場合は、また対応が異なる。

二宮委員 そこら辺の説明を中身をしっかりと区別をしてちゃんと説明してやらんと、言った方がいいが、実際拒むことが出来ないとすると遊漁で商売している人の立場が強くなってくるのでそこらへんはしっかりと調べて回答してやらんと。

事務局 分かりました、そこも含めて後でもう少し詳しい内容をお聞きしてから回答したい。

船津委員 またよく話をしながら調べてもらいたい

事務局 分かりました。そのようにさせていただきたい。

船津委員 365日係留してるんですよ。

阿比留委員 それに関してお聞きしたいのですが。今は員外でも直接振興局の水産課に行けば、漁船登録してくれるわけですよ、漁協は全然分からない。誰がしてるか、員外の場合は、そういうこともある。員外はちょっと遠慮してもらいたいという思いがある。組合員は漁協を通してしますけど、組合員外は直接振興局の水産課に持って行って登録する。そこを何とかやめてほしくお願いしたいと思うんですけどね。

会 長 そうやね

二宮委員 県の方がそういう中身を作っていくと、申請に来れば来るしこ全部受付よるわけ

阿比留委員 直接持って行ってやるので全然わからない時がある。それで船津委員さんが言われるようにどこにでも船を繋いでですね。うちのともたまに連絡があるんですよ。関係ない船が繋がると言って、保安部に連絡したりするけども保安部も港湾や漁港でなかったら対応のしようがないっていうものですから。

事務局 ご意見は担当部署の方に伝えたい。漁船登録は対馬振興局水産課ですしておりますので情報共有し、内容の審査はさせていただいてむやみに出すことにはないように気を付けたい。係船場所については員外の方が漁船登録をされたいという時には事前に係船場所を確保しているか、そのことについては漁協さんの了解を得ているかというのは確認させていただいて、員外の方の登録手続きをさせていただいている所でございます。

会 長 それでは、ご意見等ないようですので以上をもちまして、第 383 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。  
ご審議ありがとうございました。

(14時55分 終了)